

CB工法溶接技術検定試験（新規・昇格・継続）について

1 検定内容

- (1) 全数外観検査
- (2) 引張検査・曲げ検査（表曲げ及び裏曲げ）
- (3) 破面検査

2 試検体の作製

- (1) 新規・昇格・継続の検定時間は各1時間とする。
(検定時間内であれば、再作製可。その際の端面処理に要する時間は検定時間に含む)
- (2) 配布する鉄筋は、1区分毎に長さ300mmを計12本（6セット）とする。その内、2本（1セット）は電気合わせ用として利用して良い。
- (3) 試検体の全長は、570mm以上とする（片側285mm以上必要）。
- (4) 試検体は引張検査用1本、表曲げ検査用2本、裏曲げ検査用2本の計5本を作製する。
- (5) 受検者は試検体提出の際に、1番～5番までの番号をマーキングする。
1番が引張検査用、2・3番が表曲げ検査用、4・5番が裏曲げ検査用とする。

3 試験材料（使用する鉄筋及び溶接ワイヤ）

(1) 下向き（梁向き）

- 1F種：使用鉄筋 SD390/D32（たけ節）+SD390/D32（たけ節）
使用ワイヤ 60kg級（G59※※：MG-60TK、KC-60BT等）
- 2F種：使用鉄筋 SD390/D41（たけ節）+SD390/D41（たけ節）
使用ワイヤ 60kg級（G59※※：MG-60TK、KC-60BT等）
- 3F種：使用鉄筋 SD490/D41（ねじ節）+SD490/D41（ねじ節）
使用ワイヤ 70kg級（G69※※：MG-70TK、KC-65等）

(2) 横向き（柱向き）

- 1H種：使用鉄筋 SD390/D32（たけ節）+SD390/D32（たけ節）
使用ワイヤ 60kg級（G59※※：MG-60TK、KC-60BT等）
- 2H種：使用鉄筋 SD390/D41（たけ節）+SD390/D41（たけ節）
使用ワイヤ 60kg級（G59※※：MG-60TK、KC-60BT等）
- 3H種：使用鉄筋 SD490/D41（ねじ節）+SD490/D41（ねじ節）
使用ワイヤ 70kg級（G69※※：MG-70TK、KC-65等）

4.1 新規検定試験

新規受検は、1F種か2F種を選んで受検できる。

4.2 昇格検定試験

昇格検定試験は、保有している種別より上位の種別を受検する。

- (1) 1 F種保有者は、2 F種を受検できる。
- (2) 2 F種保有者は、3 F種を受検できる。
 - ※ 3 F種を受検する場合、2 F種を取得してから1年以上経過していること。
- (3) 1 F種保有者は、1 H種を受検できる。
- (4) 2 F種と1 H種の両方の保有者は、2 H種を受検できる。
- (5) 3 F種と2 H種の両方の保有者は、3 H種を受検できる。
 - ※ 3 H種を受検する場合、2 H種を取得してから1年以上経過していること。
 - ※ 昇格試験では、有効期限の延長はしない。

4.3 継続検定試験

- (1) 継続検定試験は有効期限の1年前から受検できる。
- (2) 下向き（梁向き）が不合格の場合、横向き（柱向き）が合格しても、有効期限の延長はしない。
- (3) 1 F種保有者は、1 F種を受検できる。
- (4) 2 F種保有者は、1 F種、2 F種を受検できる。
- (5) 3 F種保有者は、1 F種、2 F種、3 F種を受検できる。
- (6) 1 H種保有者は、1 H種を受検できる。
- (7) 2 H種保有者は、1 H種、2 H種を受検できる。
- (8) 3 H種保有者は、1 H種、2 H種、3 H種を受検できる。
- (9) 種別の上下関係について整合性が取れない場合、有効期限の延長は行わない。
 - (例) 「3 F種・3 H種」保有者が、2 F種と3 H種の継続検定試験に合格しても、「3 F種・3 H種」の有効期限の延長はしない。
 - 2 F種と3 H種の継続検定試験に合格した場合、2 F種のみ有効期限の延長を行う。

5 溶接機器等

- (1) 協会施設等においては鉄筋、CBセラミックス、溶接ワイヤ及び炭酸ガスを支給する。
溶接機は(株)ダイヘン・DM350又はパナソニック(株)・YD-350GR3を用意している。
- (2) 溶接機、チップ、ノズルの持ち込みは自由とする。また、その他必要な鉄筋切断機、グラインダー等の機材及び溶接面等の保護具は受検者が用意する。
- (3) 溶接ワイヤは「3. 試験材料」に基づいて選定する。
- (4) 立会検定において鉄筋は協会から事前送付し、鉄筋以外は受検者が用意する。

6 受検料等

- (1) 新規・昇格・継続の受検料は各2万円とする。
- (2) 協会施設（土岐試験センター、さいたま試験センター）以外では立会検定となり、立会員の実費（交通費、宿泊費等）は請求する。

(3) 追加の鉄筋が必要な場合は、その鉄筋費及びその発送費は請求する。

7 免許の有効期限（2019年4月より変更）

(1) 新規取得から3年とする。

(2) 昇格では期限延長をしない。

(3) 継続検定合格時は現有の有効期限から3年延長する。

8 申し込み・検定会場

(1) 申込書の受付にて仮予約となり、案内FAXをもって確定となる。

協会HP「新規・昇格・継続検定試験スケジュール」を確認すること。

(2) 継続検定は資格証有効期限の満了日の1年前から受付ける。

（例：2024年4月期限の免許更新は、2023年4月より受付開始となる）

(3) 検定会場の協会施設（土岐試験センター、さいたま試験センター）は協会HPに案内がある。協会施設以外での受検は応談となるため、申し込み時に弊会に問い合わせること。

(4) 土岐試験センターと、さいたま試験センターでは設備が異なるため、協会HPの施設利用案内を確認するか、弊会に問い合わせること。

(5) 検定日には代表又は取締役、CB工法施工管理技術者の立会を必須とする。

9 タイムスケジュール

(1) 新規・昇格・継続検定

1) 土岐試験センター

9:00～10:00 (8:30には検定会場に集合すること)

10:00～11:00 (9:30には検定会場に集合すること)

13:00～14:00 (12:30には検定会場に集合すること)

14:00～15:00 (13:30には検定会場に集合すること)

2) さいたま試験センター

9:00～10:00 (8:30には検定会場に集合すること)

11:00～12:00 (10:30には検定会場に集合すること)

14:00～15:00 (13:30には検定会場に集合すること)

16:00～17:00 (15:30には検定会場に集合すること)

※ 持ち込みの溶接機の据え付けは、検定開始前の30分間に行う。

30分間に収まらない場合でも、タイムスケジュール通り検定を行う。

(2) 検定当日の流れ

1) 受付

① 会場到着後、速やかに立会員に下記の提示をして、会場の説明を受ける。

② JIS免許（必須）及びCB工法溶接技術資格証（現有の物）を提示する。

③ 立会検定の場合は、事前支給の鉄筋の他に溶接ワイヤ、CBセラミックスを提示する。

2) 実技の開始と終了

① 受検者は、立会員に呼ばれたら指定のブースに入り実技を開始する。

- ② 受検者は、試検体番号1～5及び資格番号（新規受検者は記名）のマーキングを済ませて、試検体・予備鉄筋共に提出する。
- ③ 試験時間内にブースの清掃を済ませて終了とする。

10 不合格時の処置

- (1) 継続検定試験の再受検は自社技量講習会報告書を提出後、受検できる。
- (2) 継続検定試験で2回不合格の判定を受けた場合は、弊会が実施する実技講習受講後に受検できる。

11 キャンセル料金について

- (1) 検定当日のキャンセルは受検料を請求する。
- (2) 立会検定の場合、鉄筋費と立会員の交通費等を請求する。

2023年3月1日

一般社団法人CB工法協会